

# 公益財団法人千里リサイクルプラザ研究所設置規則

制 定 平成 4 年 3 月 23 日 規則 4

最近改正 平成 29 年 3 月 28 日 規則 3

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公益財団法人千里リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）の研究所の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 プラザに研究所を置く。

(職制)

第 3 条 研究所に所長を置く。

2 研究所に研究員を置くことができる。

(職務)

第 4 条 所長は自らの研究課題に取り組むとともに、その他の研究課題を掌理し、併せて上司の命を受け所管の事務を掌理する。

2 研究員は所長の命を受け、研究課題に取り組む。

3 所長に事故あるときは、あらかじめ所長が指定する者がその職務を代理する。

(分掌事務)

第 5 条 研究所の分掌事務は、別に定めがあるものを除くほか、おおむね次のとおりとする。

(1) 地球温暖化防止等を含む循環型社会を構築するための研究に関する事項

(2) 講演・講座に関する事項

(3) 研究成果の発表に関する事項

(4) 研究員募集及び登録に関する事項

(5) その他廃棄物の減量化及びリサイクル促進に関する事項

(研究運営委員会の設置)

第 6 条 研究所に研究運営委員会を置くことができる。

2 研究運営委員会は、所長が主宰する。

(委任)

第 7 条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 4 月 1 日 規則 1 ）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 26 日 規則 2 ）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 9 日 規則 4 ）

この規則は、平成 24 年 5 月 9 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日 規則 3 ）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。